

# 社会福祉法人しゅらの郷福祉会

## 平成29年度 事業計画

### ○ 法人運営

#### 1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福祉会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

平成29年度は社会福祉法改正のスタートの年であり、評議員制度等の運営面が改正されるなど、襟を正して法人事業に取り組むこととする。

#### 2 事業運営

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

##### (1)第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

##### (2)公益事業

藤井寺市委託相談支援事業

療育支援事業

新たに「地域における公益的な活動」に取りこんでいく。

##### (3)組織変更

相談支援センターぴんぽんを独立した事業所とし、新たに管理者を設置する。

#### (4) 福利厚生の充実

新たに役員、全職員を対象とする医療保障制度に加入し福利厚生事業とする。

(自己負担した入院治療費、先進医療費用、差額ベッド代等を補償する)

#### (5) 役員等の損害賠償保険に加入する。

### 3 本年度の重点施策

#### (1) 法人財務面の改善

- ・可能な限りの支出削減を実施する。
- ・新たな収入増を検討する。

#### (2) 人材育成の実施

国の助成制度を活用し、新たに人材育成制度を導入する。

- ・キャリアコンサルティングや教育訓練等を行う。

#### (3) 新規事業の検討

### 4 理事会・評議員会の開催

#### (1) 理事会の開催

- ①5月下旬 前年度事業報告・決算の審議
- ②3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③随時 必要に応じて開催

#### (2) 評議員会の開催

- ①6月初旬 前年度事業報告・決算の審議
- ②3月下旬 次年度事業計画・予算の審議
- ③随時 必要に応じて開催

### 5 経営委員会の開催

法人の事業運営の効率・効果的な推進を図るため、経営委員会を随時開催し事業所間の調整を行う。

## ○ 多機能型事業所「あゆみ」

生活介護事業  
定員(30名)

就労継続支援事業B型  
定員(10名)

### 1 事業運営方針

#### (1)基本理念

「一人ひとりが尊重され、大切にされる存在である」、「地域社会において豊かな生活を営む」という理念を基本とする。障がいがあっても、人として尊重され、市民として生活し、働き、余暇を楽しむことができる社会を作り出すよう努力する。利用者(仲間)それぞれの想いを実現していくためには、どんな支援が必要なのかを、利用者自身が職員と共に考え、組み立てていくようにする。障がい当事者が必要な支援を受けながら地域で暮らし、自己実現していけるような「当事者主体の社会」実現を目指す。また、いかなる場合であっても、強制的な言動・体罰・暴言等の差別的な対応は行わず、利用者と職員の関係は、お互いの人格を尊重しあい、暖かみにあふれ、親しみやすく楽しい雰囲気を作っていく。

#### (2)事業内容

##### ①『生活介護事業』 定員 30名 (29年度利用予定 27名、28年度末 24名)

利用者が充実した日中活動を営むことができるよう、主に創作的活動・生産活動・身体的活動等の機会を提供する。必要な介護・訓練等を行ない、日常生活の維持向上を図る。

##### ②『就労継続支援事業B型』 定員 10名 (29年度利用予定 9名、28年度末 9名)

利用者が充実した日中活動を営むことができるよう、主に生産活動その他の活動の機会を提供する。就労に向けた知識・能力の向上のため、必要な訓練等の支援を行なうとともに、日常生活の維持向上を図る。また利用者が自立した生活が営めるように、工賃の水準を高めていく努力をする。

#### (3)今年度の重点的な方針

##### ①新しい班体制

これまでの2班体制から、4班体制での支援へと移行する。きめ細かい支援を行なっていくため1グループの人数を10名程度とし、1階だけでなく2階も日常の活動で使用する。作業・余暇・造形・身体・音楽・外出などの活動内容を、グループごとに利用者も含めてみんなで、何をどのように進めていくか考える。グループごとに利用者それぞれの担当職員をはっきりさせ、責任ある体制で支援できるようにしていく。

## ②個別支援計画の作成にあたって

利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、利用者本人の想いを第一に、家族・職員・関係機関等で協力しながら、「個別支援計画」を作成し、必要な支援を実践する。利用者の立場に立ったサービスを提供・実践できているかどうか常に確認し、さらにより良いサービスを提供できるよう努力する。障がいの程度や区分等で、利用者を判断するのではなく、一人ひとりの想い、生活習慣や考え方を尊重する。

## ③地域に開かれた事業所

行事等で施設の地域開放を行なう。また、利用者の地域行事への参加をすすめるとともに、機関紙を発行し地域へ配布するなどの情報提供に努め、地域社会に対する啓発活動に積極的に取り組む。あゆみだよりの企画充実を進める。

## ④「(仮称)第 1 回 藤井寺つながりまつり」の開催に向けて

他事業所との交流を深め、利用者・職員・関係者などとのネットワーク強化に取り組む。また、藤井寺市および周辺市町村の事業所・関係機関等と連携しながら、障がい当事者の地域生活を充実させていくために力を合わせ、行政等に働きかけるなどの努力を積み重ねていく。障がい者団体、事業所間で協力しあいながら、「(仮称)第 1 回 藤井寺つながりまつり」の開催に向け、働きかける。

## ⑤土曜など開所日の変更

土曜開所は、月に 1 回とし、行事日とする。ステージを鑑賞したり、映像を見たり、利用者自身が何らかの発表をしたり、何かを作ったりするなどして楽しめるイベントを実施していきたい。なお、これまでは開所していなかったが、祝日(月～金曜の祝日)を年に 8 日程度、開所する。これにより、月～金曜は日中活動としてあゆみを利用し、月に 1 度は土曜日に行事を楽しむ日程となる。そのほかの土曜・日曜は、ガイドヘルパーや家族と外出する、自宅やグループホームで過ごす、など余裕のあるスケジュールで生活していけるよう考えていく。

## ⑤健康と安全を確保する

常に利用者の健康状態に注意する。疾病や事故の予防・防止に備え、健康の維持、増進に努め、健康診断、歯科健診を実施する。それに加え、毎月一度、嘱託医よりケースについて相談に応じていただくなど、連携を強めていく。

## 2 具体的支援内容

### (1)生活支援

利用者の QOL を低下させることなく、維持・向上していけるように努める。一人ひとりの想いや希望をできる限り見落とさず、くみ上げていけるようにしていきたい。利用者が、本来は持ちあわせているが、十分に発揮できていない力の開発、育成に努める。また、感情面において、安定して楽しくいきいきと暮らしていけるよう支援する。

## (2) 作業支援

利用者一人ひとりが、十分に能力が発揮できるように努め、利用者主体の活動を作り出せるよう取り組む。利用者自身、仕事としての誇りを持ち、達成感を感じられるように支援していく。

### ア 軽作業

業者との信頼関係を深めることで、作業(内職)の定期的な受け入れを確保し、とぎれることなく作業に取り組める体制を整える。作業活動においては、細かく作業計画をたて、常時安定した仕事が提供できることを目標に作業工程・作業内容について検討する。また、これまでの業者に加え、軽作業先の開拓を行ない、取り組みやすく、効率の高い仕事の受注を増加させる。これまでの内職については、利用者にとって取り組みにくいものは見直しすることも含めて充実を図っていく。

### イ オリジナル手作り商品等の制作・販売

これまであゆみで取り組んできたクラフト品の制作は、その多くがつばさに移ったため、新たな内容のオリジナル商品の開発に取り組む。これまで取り組んできた、アームバンド等の制作に加えて、今年度は紙すきによる和紙作りを始めていきたい。牛乳パックをリサイクルして原料とし、はがきや名刺製造に取り組み、行政等の発注に応じていく。百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録を目指す活動の PR 品として、絵ハガキ制作を行なうことから始める予定としている。また、トイレトペーパーの販売を考えている。ご家族および関係者のほか、行政機関等へ販売していきたい。配達を、利用者の仕事としていく。包装紙をあゆみのオリジナルとすることも検討する。なお、当法人のホームページを積極的に活用し、ホームページ上において授産製品の紹介を行ない販売をめざす。またこれまでのように、授産製品のバザー販売(藤井寺市役所前でのバザー、道明寺での梅まつり・葛井寺観音祭り等でのバザー、そのほかイベントでの販売など)に、つばさと連携しながら取り組む。

### ウ アルミ缶リサイクル

地元の津堂地区と協力して、アルミ缶リサイクルを行なう(毎月、第 1・3 木曜日が回収日)。また、協力してくださる施設、商店、学校、個人等との連携を強化して、アルミ缶の回収先を広げていく。

### エ 農作業

新たに羽曳野市新町にある畑で、農作業に取り組む。家族会、つばさと連携していく。あゆみからは、必要に応じて雑草抜きを行なう予定にしている。

## (3) 工賃

工賃支払い規程に基づき、利用者に工賃を支払う。工賃増加計画を推進し、工賃アップを目指す。トイレトペーパー、紙すき製品など、新しい商品で売り上げ増を図り、工賃の原資を増やしていきたい。なお、今年度は、工賃規程の改定を予定している。

(4) 就労支援

南河内北就業・生活支援センター(支援センターはる)等の支援機関の積極的活用およびハローワークとの連携を強化して、就労支援を推進する。特に、就労継続支援 B 型の利用者で、就労への意欲のある方の支援を進める。

(5) 食事の提供

昼食については、個々の利用者の健康状態に合わせて、低カロリー食、一口サイズ食、一口おにぎり食、普通食の弁当を外注により提供する。

(6) 送迎

車両による、送迎を実施する。コース、時間等の希望に、可能な限り応じ、利用者が気持ちよく、利用していただけるよう配慮する。

### 3 防災訓練

利用者の安全確保が最優先であり、そのために平素から火災、地震等不測の事態に対し行動できるように防災訓練を行なう。日常的な訓練(年2回)に加えて、総合避難訓練を年1回実施する。

### 4 余暇(行事)活動

利用者の意向が反映できるような、楽しめるような内容のイベントを、企画段階より利用者自身からも意見を出していきつつ取り組んでいきたい。自分の意思で好きな活動に参加できるよう、その選択肢について可能な限りの情報を提供する。また、施設外での余暇(行事)活動を積極的に取り組む。一泊旅行および日帰り遠足を 5 月に実施する。そのほか、他事業所との交流等を行い、より多くの人と関わりを広げ、共同でイベントを実施していくなど、地域向けの PR 活動に力を入れていきたい。

#### \*今年度の行事予定

- ・ 4月22日(土)：イベント(内容未定。ステージ鑑賞会?)
- ・ 5月19日(金)~20日(土)：神戸方面へ旅行(須磨、神戸しあわせの村、神戸どうぶつ王国)。19日は日帰り遠足も同時に実施(須磨海浜水族園)
- ・ 6月24日(土)：バーベキュー大会
- ・ 7月29日(土)：あゆみ総会(あゆみの活動報告会)
- ・ 8月19日(土)：夏まつり
- ・ 9月30日(土)：イベント(内容未定。つばさでイベント?)
- ・ 10月21日(土)：第10回あゆみまつり
- ・ 11月18日(土)：イベント(内容未定。(仮称)第1回 藤井寺つながりまつり?)
- ・ 12月23日(土)：餅つき大会

- ・ 1月20日(土)：新年会
- ・ 2月24日(土)：イベント(内容未定。(福)創思苑の映画会?)
- ・ 3月10日(土)：イベント(内容未定。コンサート?)

## 5 地域交流

- (1)地域の人々の理解を深めていくためには、事業所を知ってもらうことが重要である。「あゆみまつり」など行事への参加を積極的に呼びかけていく。また、地域との連携をより深める必要から、地域への積極的な情報の提供や広報活動を進めていく(「あゆみ」の広報誌を定期的に発行し、地域や関係団体等に配布する)
- (2)ボランティアを積極的に受け入れる。社会福祉協議会を通して、あるいは地域の関係機関等を通して募集する
- (3)施設連絡会、日中系事業所部会、藤井寺市障がい者支援会議等に参加し、障がい当事者の地域生活支援をいっそう推進していくため、各関係機関等と連携を取り、動いていくよう努める
- (4)あき缶回収を通じて、地元の津堂地区等と連携する
- (5)地域行事等への参加を積極的に進めるとともに、他の障がい者団体等と連携し、「(仮称)第1回 藤井寺つながりまつり」を開催し、障がい当事者が多くの市民と交流できる機会を作ることで、地域への啓発活動としていきたい

## 6 緊急時等の対応

危機管理マニュアルに従い、迅速・的確に必要な措置を講じる。関係機関等と必要に応じて連携する。

## 7 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置し、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。また、客観的・公平な立場で対応する第三者委員を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを行なう。

## 8 虐待防止

あゆみ内に虐待防止委員会を設置し、虐待防止マニュアルに沿った支援を行なっているかどうか日常的に確認するなど、虐待防止のために活動する。

## 9 職員研修

職員の資質向上を図るため、計画的に研修を実施する。

- (1)外部研修：外部で行われる研修に積極的に参加し、支援に関すること、障がい福祉

サービスや制度に関することなどを学んでいく。また他事業所等の見学を行ない、授産活動内容等を見せていただくなど、あゆみでの実践に生かしていく

(2)内部研修:事故・虐待防止、ケース検討、メンタルヘルス対策、発達障害への取り組み等についての研修を行ない、日常活動に生かすようにする

## ○ 多機能型事業所「つばさ」

就労継続支援事業 B 型  
定員(14 名)

就労移行支援事業  
定員(6 名)

### 1 事業運営方針

#### (1) 基本理念

利用者一人ひとりが尊重され、大切にされる存在であることを基本に、生産活動や就労訓練等を通じて就労に向けた取り組みを行うことにより、地域社会との繋がりをより強く持っていていただき、豊かな生活を営むことができるよう支援する。

#### (2) 運営方針

##### ①『就労移行支援』 定員 6 名(29 年度利用予定数 1 名)

一般就労を希望している仲間に対して、生産活動その他の活動を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図り、職場実習・職場探し等を通じ適正に合った職場への就労及び定着を目指す。生活面においては、健康の自己管理をし、安定した生活リズムを確立する。また、人とのかかわりを大切に社会の一員としての自覚が持てるよう支援を行う。

##### ②『就労継続支援事業B型』 定員 14 名(29 年度利用予定者 17 名)

自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生産活動その他の活動を通じて、日常生活の質の向上を図る。希望する仲間に対しては就労に向けた知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。また、仲間が自立した生活を営むことができるように工賃の水準を高めていく。

## 2 事業内容

### (1) 生産活動

#### ① 授産製品の制作

季節に応じた商品の制作を行う。主に飾り物を制作してきたが、今年度は実用性の高い商品の開発に取り組む。

また、地域の小中学校から卒業・入学時に使用するコサージュの注文を受けている。今年度は受注先を増やすことを目標とする。

#### ② 授産製品の販売

藤井寺市役所前でのバザー(月 1 回)、道明寺での梅まつり、観音まつり等、バザーを中心として販売を行う。また、バザー以外でも事業所前での販売や法人のホームページを活用し、安定した販売場所・売り上げの確保や増加を図る。

#### ③ 下請作業

工賃の向上のため、作業効率が良く納期に余裕のある作業を優先的に受け、安定した収入を確保する。多くの業者を確保することにより、作業の多様化を図り、集中して作業に取り組める環境を提供する。

#### ④ 缶リサイクル

地域や関係者の協力のもと、缶回収を行っている。今後は提供先を積極的に探し、新規回収先を開拓する。

### (2) 就労支援活動

#### ① 就労訓練

週 1 回、ビジネスマナーや一般教養を学ぶ。今後は月間、年間の訓練計画を立て、適正・能力に応じたグループや必要に応じて個々での面接練習等の訓練を行う。

#### ② 施設外訓練

作業環境の変化に対応する能力の向上を目的として、関係機関と連携しながら職場見学・実習を行う。また、実習等から適性を把握し、適正に合った就職先を探す。

#### ③ 求職活動

利用者の希望・能力等に合わせて、関係機関と連携し、求職相談や面接への同行、職場開拓等を行う。また、定期的にハローワーク等へ行き、就労への意識付けを行う。

#### ④ 定着支援

利用者が就職した際、職場に適応し、継続して就労ができるように関係機関と連携して支援を行う。また、離職した際にも、希望する場合は必要に応じて支援を行う。

### 3 サービスの質の向上

#### (1) 職員研修

職員の資質向上を図り、就労や工賃向上につなげていくため、積極的に研修へ参加する。また、研修参加職員については職場内で伝達研修を実施する。

会議の際等に、職員間での内部研修も取り入れる。

#### (2) 苦情解決

利用者及びその家族からの要望・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、その立場に立って、誠実かつ迅速に対応する。また、職員全体で要望・苦情等を共有し、事業所全体で改善に努める。

#### (3) 利用者の虐待防止の仕組み

- ① 研修や職員会議を通して障害特性を理解し、虐待を防止する。
- ② 職員一人ひとりが指摘し合えるような職場環境を作り、定期的に話し合いの機会を設ける。
- ③ 相談窓口を設置し、利用者及びその家族からの訴えに迅速かつ明確に対応する。

#### (4) 個人情報保護

業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、関係者以外の他に漏らさない義務を負うものとする。個人情報保護について、全職員に周知徹底する。

### 4 年間事業計画

#### (1) 避難訓練

年 2 回以上避難訓練を実施する。地震や火災等、様々な状況を想定し、具体的かつ実践的な避難訓練を行う。

#### (2) 余暇(行事)活動

年に数回、訓練も兼ねて外出の機会を提供する。歩行訓練、金銭管理、公共交通機関の乗り方等を学ぶ機会となるよう支援する。また、一泊旅行や季節の行事等をあゆみと協力して実施する。

#### (3) 面談

個別支援計画の策定、実施を適正に行うため、定期的に面談を実施する。また、利用者の希望に応じて、随時面談を実施する。

## ○ ヘルパーステーション ウィンドミル

### 1 事業運営方針

平成26年以降、少しずつではありますが利用者も増え、サービスの利用も多くなってきた為、ヘルパーも増員し、運営状態も良くなってきています。今年度も利用者の方が満足していただけるサービス・安心・安全に事故なく支援を行い、より良い支援を行う為に介護計画の見直し、ヘルパーの指導を行い介護の質の向上に努め、信頼してもらえるヘルパーステーションを築いていきます。

### 2 事業内容

藤井寺市、羽曳野市、松原市を通常の実施地域として次のサービスを提供します。

#### (1) 居宅介護・重度訪問介護

利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行う。

- ① 居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ② 身体介護 食事、排せつ、衣類の着脱、入浴、身体の清拭洗髪等の介護
- ③ 通院介護 通院時の同行介護
- ④ 家事援助 調理、洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物等の家事

#### (2) 移動支援事業

障がい者(児)が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援します。

- ① サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ② 銀行、冠婚葬祭、理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③ 映画、プール、遊園地など余暇を楽しむための外出支援

### 3 サービスの質の確保のために

#### (1) 計画的な職員研修

ヘルパー等の職員の資格向上を図り、良質なサービスを提供するために次の通り研修を実施する。

- ① 現任研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議、ヘルパー会議
- ② 採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

#### (2) 迅速な苦情解決

苦情受付窓口を設置し利用者及びその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたる。

(3) 利用者の人権擁護、虐待防止の取り組み

- ① ヘルパー会議・研修を通して障がい特性を理解し、虐待を防止する。
- ② 一人ひとりの気づきを共有し、風通しの良い職場環境を整備する。

(4) 個人情報の保護

業務上知りえた利用者及びその家族の個人情報については、関係法令等を尊種し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全職員に徹底する。

## ○相談支援センターぴんぽん

### ○実施事業

- ・藤井寺市委託相談支援事業
- ・指定特定相談支援事業
- ・指定障害児相談支援事業
- ・指定一般相談支援事業

① 実施場所

藤井寺市小山1-1-1 エスト・エムビル3階

② 開所日及び時間

月～金曜日 9:00～17:00

相談受付は 10:00～17:00(緊急時は携帯電話にて対応)

③ 職員構成

管理者(兼相談支援専門員)	1名
相談支援専門員	1名
事務職員	1名

### ○事業の概要

#### 1 藤井寺市委託相談支援事業

障がいのある人の地域生活での自立を目指し、障がいのある人が抱える様々な課題についての相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、苦情や虐待相談窓口としての機能や権利擁護のために必要な援助も行います。藤井寺市自立支援協議会(藤井寺市障害者支援会議)事務局としての機能も提供していきます。

## 2 指定特定相談支援事業

### 「基本相談支援」

障がい者(児)からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等の支援を行います。

在学の学校や諸支援施設とも連携し、進路や就労に向けた、相談・情報提供や助言を行います。

### 「計画相談支援」

障がい者(児)が障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

福祉サービス利用に伴う申請や更新・変更にかかわる情報提供や助言・アナウンス。可能な限りの代行なども行います。

## 3 指定障がい児相談支援事業

### 「障がい児相談支援」

障がい児が障がい児通所支援を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

## 4 指定一般相談支援事業

### 「地域移行支援」

### 「地域定着支援」

障がい者支援施設や病院等に入所・入院している方を地域生活へ移行し(地域移行支援)、地域で安住できるよう支援体制の構築(地域定着支援)を行います。

また、地域で単身生活している方の緊急時の常時連絡体制の確保を行います。

# ○支援センターしゅらの郷

## 1 療育支援事業

発達障害に特化した特色を活かし、障がい児ならびに障がい者が身近な地域で療育指導および相談等が受けられる療育体制の充実を図るため、支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員等を対象として、来談・訪問等により、療育・相談に係る助言・指導・研修を行い、療育等の実施機関の重層的な連携を図る。また、地域社会における相談機関として、障がい児・者ならびに保護者の直接的な相談支援や療育等を行う。地域社会と支援を行う各施設をつなぐ役割を担うとともに、幼児期からの各発達段階における切れ目のない支援を目指す。

- (1) 昨年に引き続きペアレント・トレーニング講座(前期6回・後期6回)
- (2) 地域以外の方々からの療育相談
- (3) 地域以外の方々からの発達検査の実施  
(WISC-IV・WAIS-III・KABC-II・新版K式)

## 2 地域における公益的な取り組み事業について

- (1) 療育相談および機関に対する支援。
- (2) 発達検査の実施  
(WISC-IV・WAIS-III・KABC-II・新版K式)
- (3) 学習支援・ソーシャルスキル・トレーニングの実施

### 実施内容

以前より実施している発達障がい児・者支援のノウハウを活かし、地域において学び方の違う子どもたちに対する学習支援及び少人数によるソーシャルスキル・トレーニングを実施する。

実施場所 多機能型事業所つばさ(月1回～2回)

## 3 サマースクール

### 開催目的

障がいのある児童生徒の夏休み中のレクリエーション、また、長期休暇期間中の保護者の負担の軽減を目的として開催する。同時に、一般の方にボランティア活動を通じて障害児福祉への理解を深めてもらう機会としても企画している。

### 開催日時

2017年7月27日(木) 予定

午前10:00～午後4:00

### 開催場所

藤井寺市立道明寺東小学校 予定

(体育館・プール・一部教室)

### 対象者

藤井寺市内在住または通学する障害のある学齢児童生徒

(小学生～中・高等部生)

### 介助体制

当法人職員並びに大学生を中心とした市民ボランティア

### 募集人員

定員 児童15名 ボランティア30名

## 4 補助金事業

### (1) 事業名

発達障がい児支援者の対応能力向上研修

### (2) 事業目的

障害者差別解消法の施行を受け、学校を含む公的支援機関では「合理的配慮」の提供が義務付けられている。しかし、教員を含めて一人一人の子どもの特性に応じた合理的配慮

ができる人材は少なく本事業では、発達障がい児に合理的配慮ができる人材の育成を図ることを目的とする。

(3)実施予定期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

(4)実施場所

市民総合会館

(5)日本財団申請予定

## 5 藤井寺市委託 障害児・障害者ふれあい支援事業

(1)事業目的

障害児(者)の日中における活動の場を提供し、また障害児(者)の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図る。

(2)実施場所

藤井寺市市民総合会館 別館3階(301、302、307、308)

(3)利用定員

障害児20名程度 障害者10名程度

(4)開所日及び時間

毎週木曜日及び年末年始以外の10:00～20:00

※学校長期休暇期間は、9:00開所とする

※送迎は10:00開始、最終は19:00とする

(5)事業内容

①将来につながるような余暇支援

集団の中で、個々の障害特性及び認知特性を考慮したプログラムを提供する。

各発達段階に合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を通して異世代交流を図る。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個々に応じたグループ活動を提供し、「利用者がほっとできる憩いの場」として年齢層を選ばず楽しめる空間作りに努める。趣味活動など興味の幅をひろげると共に、余暇活動を通して社会性を身につけ、生活の質(QOL)の向上を目指す。

ア、創作活動

ぬり絵、折り紙、工作などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つける。また、これらの活動(微細運動)から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるようにする。

イ、各種教室

書道、水墨画、茶道、手芸教室を開き、環境設定、障害特性、認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行う。各種教室を通して、共通の趣味をもって参加者間の親睦を深め、交友関係を築く場となる等の目的も加味する。

ウ、運動

ダンス、リズム体操、平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし、仲間と関わりを深めていく。また、道具や補助具を工夫して「誰もがができる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出す。

## エ、レクリエーション

各種レクリエーション活動を通じて、利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにする。また、定期的に季節のイベントを取り入れ、集団活動への積極的な参加を促進する。(ミニ運動会、紅白歌合戦など)

## オ、感覚統合

触覚を刺激する遊び(ボールプール、積み木、ドミノ倒し、粘土など)、前庭覚を刺激する遊び(平衡感覚遊び、タオルブランコ、バルーンなど)を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促す。

## カ、療育、療法

SST(ソーシャルスキル トレーニング)、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法、応用行動分析等を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援する。

## キ、施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援する。

### ②相談支援、療育支援

障害児(者)と保護者に対する相談支援・家族支援・療育支援を行う。

また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供する。それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていく。発達障害に特化した相談支援や情報発信を行う。

### ③発達障害児 集団療育プログラム

発達障害の疑いのある未就学児童とその保護者を対象とし、小集団を通して療育プログラムを実施する。遊びを通してコミュニケーション能力の向上を図る。保護者と共に子どもの様子を観察し、フィードバックすることで一人ひとりの特性を発見する機会とする。また、関わり方の基礎知識を提供し、地域生活での般化を目指す。相談の場をもつことで、保護者のストレスの軽減につなぐ。

### (6)利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対して送迎サービスを実施する。

### (7)地域との交流

障害者理解の促進とノーマライゼーションを目指し、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深める。また、クリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設ける。

### (8)ボランティアの受け入れ

随時ボランティアを受け入れる体制を整え、障害福祉への興味・関心を深めていく。

## ○ 鈴藤

### 1 共同生活援助事業(グループホーム)運営方針

障がい者が、地域で、その人らしい自立した生活を送る事を目的とし、24時間安心して過ごすことができるように支援を行う。職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。地域との結びつきを大切にし、関係市町村、他の関係機関と連携を図り、総合的な支援に努める。

### 2 短期入所支援事業(ショートステイ)運営方針

居宅において障がいの介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、短期入所をして、夜間における入浴、食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

### 3 事業内容

#### (1)住環境の提供

居室(収納スペース・冷暖房含む。)、調理室、浴室、トイレ(共同)などの生活必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応を通して安全な生活確保に努める。

#### (2)食事管理

カロリー計算され、栄養バランスの取れた食事や、利用様のニーズに沿ったメニュー内容の充実を図り、個々に合わせた食事を提供する。

#### (3)健康管理

日常生活上必要なバイタルチェック、通院、服薬について支援する。

身体的健康維持の為、健康診断(年1回)とインフルエンザの予防接種を行い、生活習慣病・感染症の予防に努める。

また、入浴する機会を提供し、身体の清潔保持に努めるよう支援及び指導し、より一層気持ちよく生活できる環境を提供する。

#### (4)個別支援計画の作成

1 入居者の個別支援計画書を作成し、これに基づいたサービスを提供する。

2 個別支援計画について、事業所は次の各号の業務をサービス管理責任者に行わせるものとする。

① 利用者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、作成するものとする。

② 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとする。

- ③ 個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回モニタリングを実施して、利用者の状態や支援内容が変更ある場合は、直ぐに新たな支援計画作成する。

#### 4 サービスの質の確保のために

##### (1) 計画的な職員研修

世話人・支援員の資質向上を図り、良質なサービスを提供する為に次のとおり研修を実施する。

- (1) 現任者研修 法人内及び外部研修の受講、ホーム内会議・世話人、指導員会議を行う。
- (2) 採用時研修 職業倫理・介護技術指導など

##### (2) 相談・苦情等に対応

利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、利用者の対場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努める。

##### (3) 利用者の虐待防止の仕組み

- ①職員会議を行い、研修を通して障害特性を理解し、虐待を防止する。
- ②一人一人の気づきを共有し、話し合い、より良い職場環境を作る。

##### (4) 個人情報保護

業務上知り得た利用者及び、その家族の個人情報については、関係者以外の他に漏らさない義務を負うものとする。また、その秘密の保持を全職員に徹底する。

#### 5 年間事業計画

##### (1) 月例会議の実施

毎月1回スタッフ会議を行う。

##### (2) 研修

法人内外の研修への参加、また、月例会議にて伝達研修を行う。

##### (3) レクリエーションの実施

利用者にとっての憩いの場を提供していきたい。余暇支援として、誕生日パーティ・クリスマス会・お正月行事・花見・遠足等の行事を企画して、グループホームでの生活を楽しんでもらうと共に、レクリエーションを通じて社会参加の機会を多くする。今後は、日帰り旅行や、一泊旅行も計画し家庭的な雰囲気作りを目指したい。短期入所支援事業(ショートステイ)にも積極的にレクリエーション活動を楽しんでもらい、家庭的なショートステイをアピールしていく。